

(労法) 発 第 6 1 9 号  
2 0 1 6 年 8 月 5 日

会員代表者各位

一般社団法人 日本経済団体連合会  
会 長 榊 原 定 征

年休取得促進に向けた秋の重点取り組みのお願い  
【トップが主導「年休 3！4！5！」】

拝啓 ますますご清祥のことと存じあげます。

皆様におかれましては、長時間労働の是正と、年次有給休暇（年休）等休暇の取得促進の両面から、さまざま取り組んでいただいておりますことに御礼申し上げます。

経団連は、本年度を「働き方・休み方改革集中取り組み年」（注1）と位置づけ活動を展開しています。わが国企業の年休取得率が5割を下回る状況が続いています。従業員のワーク・ライフ・バランスの実現や観光振興の観点などから、経営トップが強いリーダーシップを発揮し、年休取得促進に向けて一層取り組んでいく必要がございます。

そこで、会員企業・団体各位におかれましては、観光シーズンである今秋（9～11月頃）を年休取得の重点取り組み期間とし、下記の取り組みについてご協力をお願い申し上げます。

敬 具

記

【トップが主導「年休 3！4！5！」】

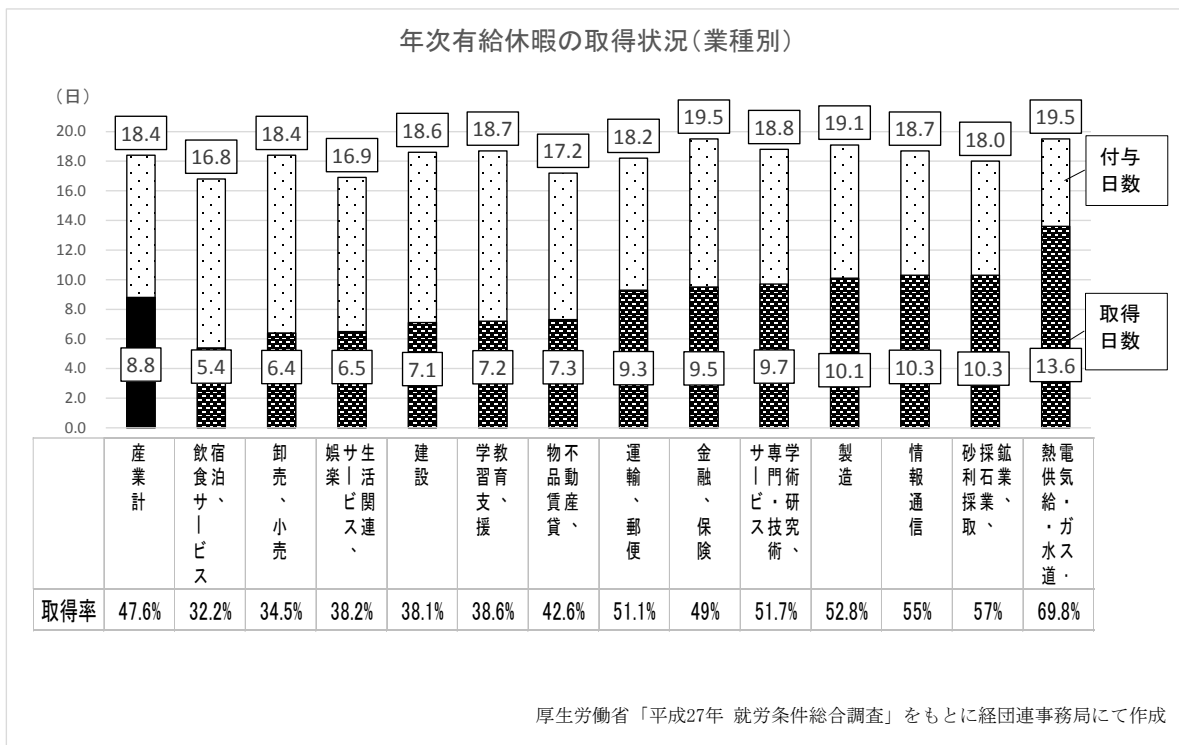
- ①年 3 日程度の追加的な年休の取得に取り組む
- ②秋（9～11月頃）に年休と土日・祝日を組み合わせて 4 連休をつくる
- ③年休の取得日数が 5 日未満の従業員が生じないよう取り組む（注2）

注1：「働き方・休み方改革集中取り組み年」の取り組み

1. 経営トップによる働き方改革宣言  
<http://www.keidanren.or.jp/policy/2016/056.html>
2. 年休取得促進キャンペーン
  - (1) 業界団体による自主的な年休取得促進策の策定・公表  
<http://www.keidanren.or.jp/policy/2016/055.html>
  - (2) 年休取得促進に向けた秋の重点取り組みのお願い  
**【トップが主導「年休 3！4！5！」】**
3. リレーセミナーの開催
  - ・働き方・休み方改革セミナー（7/27）
  - ・改正育介法、改正均等法セミナー（8/2）
  - ・男性の育休取得促進セミナー（予定）
  - ・ダイバーシティ・マネジメントセミナー（2017年1月開催予定）
4. 周知活動の展開（経団連ホームページで公開予定）
  - ・ワーク・ライフ・バランス事例集の公表（9月末予定）
  - ・女性活躍の先進的事例集の公表（10月予定）

注2：経済界が早期成立を求めている改正労働基準法改正法案の中に「使用者の責任で年5日以上の子休を労働者に取得させる義務」が盛り込まれており、これに対応できる体制を早めに整えることが望まれます。

<ご参考>



以上